

平成27年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成27年4月20日（月）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時40分

【場所】 川崎市役所第4庁舎 第5会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 三橋

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤

総務部担当部長 佐藤

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 山田

学校教育部長 小田嶋

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 小椋

庶務課長 野本

企画課長 古内

庶務課担当課長 田中

生涯学習推進課長 池之上

生涯学習推進課課長補佐 末木

庶務課担当係長 武田

教育改革推進担当担当課長 田中

教育改革推進担当課長補佐 牧田

指導課長 渡辺

担当係長 高橋

書記 今村

【署名人】

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 7名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 2 については、特定の個人が識別されうる恐れがあり、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、また、検証結果をまとめる経過途中であり、公開することにより、今後の公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

議案第 6 号 については、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第 15 条」により、中本委員と濱谷委員にお願いをいたします。

【峪委員長】

本日の日程はお配りいたしましたとおりでございますが、報告事項 No. 1 と議案第 6 号につきましては、同じ川崎市学校運営協議会委員の委嘱等についての案件でございますので、議事の順番を入れ替え、先に議案事項から審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

6 議事事項 I

議案第 5 号 川崎市少年自然の家運営協議会規則等を廃止する規則の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、生涯学習推進課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第5号「川崎市少年自然の家運営協議会規則等を廃止する規則の制定について」御説明申し上げます。

初めに、議案第5号の資料をごらんください。こちらは平成27年第1回市議会定例会におきまして可決され、3月23日に公布されました「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」でございます。そのうちの5ページをごらんください。こちらの条例により、少年自然の家運営協議会、黒川青少年野外活動センター運営協議会及び有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会を廃止するための改正が行われまして、このたびこの運営協議会について定めております規則を廃止するものでございます。

それでは次に、議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、運営協議会の委員の任期満了に合わせて定められた条例の施行日と同じく、「この規則は、平成27年5月1日から施行する。」と、施行期日を定めるものでございます。

なお、3ページ以降に廃止する3つの規則を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上、御説明申し上げます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【峪委員長】

ただいまの件について、御意見等ありますか。それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【峪委員長】

教育改革推進担当担当課長 お願いいたします。

【教育改革推進担当担当課長】

それでは、報告事項 No. 1「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

本日の報告は、川崎市学校運営協議会委員の任免及び委嘱・解嘱についての内容です。

4月7日の教育委員会におきまして、川中島小学校、東小田小学校、中野島中学校の委員の委嘱

について御審議いただきました。資料の2ページ以降、別紙と記してございます「学校運営協議会委員 変更・追加一覧」をごらんください。このたび、学校運営協議会設置校2校から、委員である保護者、地域住民、学校教職員の任期途中の変更につきまして、このとおり報告がございましたので、4月10日ならびに4月14日付けで、教育長の臨時代理による任免及び委嘱・解嘱を行いました。

教育長の臨時代理による任免及び委嘱・解嘱を行った理由でございますが、去る4月1日及び7日に開催されました教育委員会の時点では、両校からの委員変更の報告が間に合わず、かつ、今年度第1回目の学校運営協議会の開催が、上丸子小学校は4月11日、南河原小学校は4月17日に設定され、それに間に合わせるため、臨時代理を行いました。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ただいまの件について、御質問はありますか。それでは、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 議事事項Ⅱ

議案第6号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

【峪委員長】

教育改革推進担当担当課長 お願いいたします。

【教育改革推進担当担当課長】

続きまして、議案第6号「川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」御説明させていただきます。

資料をごらんください、このたび、金程小学校学校運営協議会、土橋小学校学校運営協議会、東橋中学校学校運営協議会から、委員の任期途中の変更につきまして、別紙1～3のとおり報告がございました。金程小学校につきましては保護者委員の変更ならびに異動に伴う教職員委員の変更、土橋小学校につきましては保護者委員の変更、東橋中学校につきましては保護者委員と地域委員の変更ならびに異動に伴う教職員委員の変更でございます。

なお、任期につきましては、いずれも明日4月21日から指定期間満了となる来年平成28年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

【峪委員長】

御質問等ございますか。それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 川崎市立中学校の生徒死亡事件について

学校教育部長が説明した。

報告事項 No. 2 は承認された。

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(15時40分 開会)